

歳末たすけあい募金の配分申請を受け付けます

申込期間：平成30年10月1日（月）から11月5日（月） **必着**

対象者：市内に住所を有し以下の条件に該当する方 ※重複した申請につきましては対象外とさせていただきます。

① 歳末商品券の配布

☆対象者

平成30年10月1日現在

- 1) 介護保険認定要介護 3～5 を受給し、在宅で生活をしている方
※施設入所及び長期入院等の方は除く
- 2) 特別障害者手当及び障害児福祉手当を受給し、常時車いすを使用している方

●申し込み

※関係機関へ個人情報の確認をさせていただきます。

介護保険被保険者証または障害者手帳の写し(介護度または障害等級が明記してあるページ)の余白に連絡先を記入し、社協事務局に、直接持参または郵送でお申し込みください。



② 援護金の配布

☆対象者

所得が生活保護基準の 1.5 倍以内程度の世帯の方 (生活保護受給世帯を除く)

●申し込み

※関係機関へ個人情報の確認をさせていただきます。

所定の申請用紙が各支所・出張所にあります。所定の用紙に必要な事項を記入いただき世帯収入(直近3カ月の平均月收入、失業等給付、児童扶養手当等各種手当を含む)が証明できるものの写し(給与明細、年金振込通知のハガキ・児童扶養手当振込通知等)を添えて、該当地区の担当民生委員へお申し込みください。

※該当地区の担当民生委員がわからない場合はお問い合わせください。

③ 支部社協事業への配分

☆12支部 社会福祉協議会

地域住民を対象として歳末交流事業等を実施する上尾市社会福祉協議会12支部社協

☆配分事業の実施期間

平成30年10月～平成31年3月までの期間

●申し込み

所定の申請用紙が社協事務局にあります。必要事項を記入しお申し込みください。



④ 福祉団体・福祉施設活動費の助成

☆対象団体・施設

- ・福祉団体(ボランティアグループ・NPO法人等)
- ・福祉施設

☆配分事業内容

- ・会員や関係者だけではなく、住民の誰もが参加しやすい交流の場として行う事業
- ・歳末の時期に新たに実施する生活支援活動(家事援助や介護の手助け、子育て支援)を行う支え合い事業
<事業例>クリスマス会、餅つき大会、世代間交流会、介護講習会、介護リフレッシュ事業等

☆配分事業の実施期間

- ・平成30年10月～平成31年3月までの期間

●申し込み

所定の申請用紙が社協事務局にあります。必要事項を記入し、団体及び施設の概要及び収支予算書、該当事業用チラシ等事業の詳細が分かるものを添付してお申し込みください。

※配分助成限度額は 30,000 円です。

なお、所定申請用紙は、社会福祉協議会ホームページ <http://www.ageo-shakyo.or.jp> からダウンロード可能

申請先
問い合わせ

〒362-0011 上尾市大字平塚724番地 上尾市総合福祉センター内
上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係 歳末担当
TEL 048-773-7155 8:30～17:15 月～金曜日(祝日を除く)